

## 配置業務を行う体制概要

### <その他薬剤師又は登録販売者>

氏名	住所	週当たり 勤務時間数	種別	薬剤師名簿登録 番号又は販売従 事登録番号	薬剤師名簿登録 年月日又は販売 従事登録年月日

### <一般用医薬品を配置する勤務時間>

薬剤師又は登録販売者が一般用医薬品を配置 販売する勤務時間数の一週間の総和	①	時間
薬剤師が第一類医薬品を配置販売する勤務時 間数の一週間の総和	②	時間

### <通常の薬剤師及び登録販売者の勤務状況>

薬剤師の週当たり勤務時間数の総和	③	時間
登録販売者の週当たり勤務時間数の総和	④	時間
合計（専門家の週当たりの勤務時間数の総和）	⑤=③+④	時間

### <体制省令への適合>

一般用医薬品を配置する勤務時間数  $\geq$  専門家の勤務時間  $\div 2$

①  $\geq$  ⑤  $\div 2$

\* 第一類医薬品を扱う場合のみ

第一類医薬品を配置販売する薬剤師の勤務時間数  $\geq$  専門家の勤務時間  $\div 2$

③  $\geq$  ⑤  $\div 2$

### <一般用医薬品の配置販売業務の適正な管理を確保するための必要な措置>

指針の策定（体制省令第3条第1項第5号）	無・有
従事者から配置販売業者への事故報告の体制（体制省令第3条第2項第1号）	無・有
業務に関する手順書（体制省令第3条第2項第2号）	無・有